

最高裁秘書第1901号

平成31年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 司法行政文書開示通知書

3月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第1654号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「弁護士会照会制度について」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 「弁護士法第23条の2に基づく照会のご案内」と題する文書（片面で1枚）
- (3) 「弁護士法23条の2の照会制度」と題する文書（片面で1枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

1の(2)及び(3)の各文書には、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影及び電話番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当するため、これらの情報が記載された部分を開示しないこととした。

##### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

# 弁護士会照会制度について

第二東京弁護士会 調査室

## 1 弁護士会照会制度について

本照会は、弁護士が訴訟等の受任事件を処理するための資料収集手段として、弁護士法に基づくものです。

同法23条の2は、その2項において、弁護士会は、弁護士からの申し出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができると規定しています。これは、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とする弁護士の職務の公共的性格に鑑み、弁護士の職務活動を円滑に処理するためであると同時に、裁判所の真実の発見と公正な判断に寄与することを目指すものです。

## 2 回答義務について

弁護士法23条の2に基づく照会は、弁護士会が照会申出の必要性かつ相当性を審査した上で行っているものです。

民事訴訟法上の調査嘱託（民事訴訟法186条）、文書送付嘱託（同法226条）と同様に、照会先には回答について公的義務があると解されています（大阪高裁昭和51年12月21日判決）。

## 3 個人情報であることを理由とした回答拒否について

平成17年4月に施行された個人情報保護法は、本人の同意を得ない場合の個人情報の目的外利用や第三者提供を原則として禁止していますが、その例外として「法令に基づく場合」（同法23条1項1号）には、本人の同意なく個人情報を提供できることとされ、弁護士会照会はこの「法令に基づく場合」に該当すると解されています。

このことは、総務省、法務省等複数の省庁や団体が定めた同法に関するガイドライン等に明記されている他、平成18年2月28日に開催された政府の個人情報保護連絡会議においても、弁護士会照会は同法が例外として定める「法令に基づく場合」に該当することが確認されています。

したがって、弁護士会照会に対しては、本人の同意を要せず回答することが認められているのであり、同法を根拠に一律に回答を拒否することはできません。

## 4 回答の使用目的について

照会を申し出た弁護士は、本照会により得られた回答を慎重に取り扱い、申出書に表示されている受任事件及び照会を求める理由によって定まる当該照会申出の目的以外にこれを使用することは禁止されています。

弁護士法第23条の2に基づく  
照会のご案内

静岡県弁護士会

- 1 「弁護士法第23条の2に基づく照会」は、弁護士会が、所属会員である弁護士の申出に基づき、その照会を相当と認めた場合に、弁護士会が照会先に対して、事実関係の回答を求める制度です。
- 2 照会を受けた照会先は、回答の義務のあることが、裁判上も認められております。  
従って、照会内容が個人の情報に係る場合も、回答にあたり、その個人の同意を必要としません。
- 3 ご回答いただいた内容は、当該事件の処理以外の目的には使用しません。
  - (1) この制度は、弁護士が委任を受け処理している事件について、適正妥当な解決をはかるために必要な事実関係、法律適用の前提となる事実関係について、資料を収集することを目的とします。
  - (2) 従って、ご回答いただいた内容は、当該事件の処理に必要な範囲内でしか使用いたしません。
  - (3) また、事件の内容と、照会事項の関連が不明な場合は、遠慮なく照会の申出弁護士または当会事務局までお問い合わせください。
- 4 以上、ご多忙中恐縮ですが、本照会制度の趣旨をご理解いただき、速やかにご回答賜りますようお願い申し上げます。  
なお、回答にあたって、手数料あるいは謄写費用等の実費を要する場合には、ご回答とともに、ご請求下さい。

以上

## 大阪弁護士会

### 弁護士法23条の2の照会制度

#### 1. 本照会は法律に基づいた照会です。

本照会制度は、昭和26年の弁護士法改正により創設され、今日まで長きにわたり、弁護士が受任事件につき証拠を収集し、事実を調査するなど、その職務活動を円滑にするために、必要不可欠なものとして、わが国の司法制度の中に定着してきました。

この照会制度は、司法における事実発見と公正な裁判に寄与することを目的としており、優れた公共的なものであり、国民の基本的人権の擁護と社会正義の実現のため必要不可欠な制度です。

本照会に対しては、法的に回答義務があります。拒否するにつき正当な理由がない限り、回答する義務があるということは、最高裁判所を含め、多くの判決・学説において認められているところです。一律かつ抽象的に拒否回答すること、あるいは回答しないことは許されません。

自治省税務局長に対する内閣法制局（第一部長）の回答（昭和38年3月15日付）を根拠に回答を拒否することはできないと解されています（法制意見百選693頁）。

#### 2. 本照会は弁護士会が審査して照会を求めているものです。

弁護士会は、会員弁護士から、本照会に基づく照会の申出を受けた場合、照会の内容及び必要性について審査をして照会をしています。

#### 3. 本照会の回答は目的外使用が制限されています。

個人情報保護のため、照会申出をした弁護士はその回答を目的外に使用することを禁じられており、弁護士会は、会員弁護士が回答を目的外使用をしないよう指導しております。

#### 4. 回答作成についてのお願い

ご回答いただくとき、同封いたしました回答用紙（ノーカーボン紙になっていますのでカーボン紙は不要です。）返信用封筒をご使用下さい（コピーなどで回答に代えていただくため、回答用紙・返信用封筒をご使用にならないような場合には、お手数ながら回答用紙右上欄外の整理番号を回答文書の欄外にご記入おき下さいようお願いいたします。）。

#### 5. 回答に係る費用について

ご回答いただくにつきコピー代、追加郵送料を要する場合は、回答書とともに請求明細書を添えてご請求下さい（ご請求の際、郵券による納付の可否、あるいは銀行口座振込みなど送金の方法についてご通知下さい）。なお、回答していただくにあたり上記コピー代、追加郵送料以外の費用が発生する場合は、事前に弁護士会事務局にご相談ください。

大阪弁護士会（総務部総合管理課 23条係）  
TEL [REDACTED]

- \* 照会事項欄の記載内容につきわかりにくい点等がございましたら、ご面倒ではございますが、照会申出会員に直接お問い合わせ下さいますようお願いいたします（照会申出会員の電話番号は照会書あるいは回答書下記の欄外に記入しております。大阪市外からは06をお付け下さい。）。